

令和7年4月から 中間検査の対象をさらに拡大します！

建築基準法では建築物の安全性の確保を目的として、**特定工程（下表参照）に係る工事を終えたとき**は中間検査の申請を行う必要があります（法7条の3）。県内では令和5年10月に中間検査の対象を指定したところですが、2階建て木造住宅等を安心して取得できるよう、**令和7年4月から審査・検査対象が見直されることに伴い、中間検査の対象建築物を追加指定します。**

※ **今回追加する対象は、令和7年4月1日以降に確認申請書を提出するものから適用されます。**

	中間検査対象建築物 (新築・増築・改築)	特定工程
①	木造建築物で 階数2以上または延べ面積200㎡超 (用途は問わない)	【木造の場合】 屋根の小屋組工事および構造耐力上主要な軸組工事 (枠組壁工法等の場合は耐力壁の工事等) 【S造の場合】 1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事 【RC造・SRC造】 2階の床(階数が1の場合は屋根)およびこれを支持する梁の配筋工事 【その他の構造】 2階の床(階数が1の場合は屋根)およびこれを支持する梁を取り付ける工事
②	共同住宅または長屋で 階数2以上（構造は問わない）	
③	鉄筋コンクリート組積造建築物 （用途・規模は問わない）	
適用除外	・法68条の20第1項の認証型式部材等である建築物 ・法85条6項および7項の仮設興行場等	

※ 上記①～③の建築物について、中間検査を受けず工事を行った場合、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります（法99条）。

よくあるお問い合わせ

中間検査について	施工状況報告について
・ なぜ今回対象を追加するのですか？ →木造2階建て住宅等の「審査省略」の対象範囲が法改正により縮小されることに伴い、完了検査時に法不適合となる場合を未然に防ぐためです。	・ 共同住宅及び長屋のみ中間検査と施工状況報告の両方必要なのはなぜですか？ →中間検査では主に構造、施工状況報告では防火に係る工事監理の状況を確認するためです。
・ 指定確認検査機関へ申請する場合も必要ですか？ →必要です。	・ 増築や用途変更の場合の考え方を教えてください →増築の場合、裏面の表①～③に該当する建築物については増築後の建築物全体で、同表④に該当する建築物については増築部分の面積で判断します。 用途変更の場合は対象外です。
・ 増改築する場合の考え方を教えてください →増改築部分が上記①～③に該当する場合に中間検査の対象となり、増改築部分が初めて上表の特定工程に達したときを特定工程とします。	

施工状況報告書の提出もお忘れなく！

次に掲げる建築物の**工事監理者**は、建築基準法施行細則の規定により、その工事の監理の結果を、定められた報告の時期（下表参照）に、**建築主事へ提出（報告）**しなければなりません。

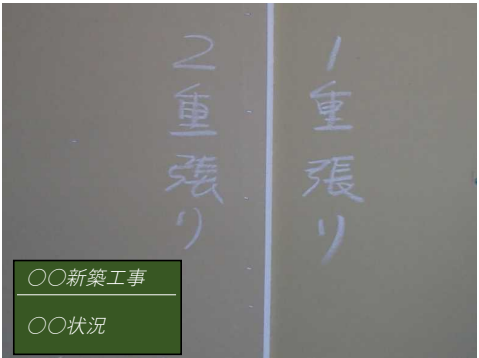
※ 指定確認検査機関で建築確認された建築物も対象です。

提出（報告）対象建築物		提出（報告）時期
① 共同住宅または長屋で 階数 2 以上（構造は問わない）	中間検査・施工状況報告 どちらも必要	各戸の界壁工事終了時
② 特殊建築物（法別表1（い）欄の用途の建築物）で その用途に供する部分の床面積200㎡超 例：劇場、物品販売業店舗、学校、共同住宅など	中間検査 対象外 の場合に必要 例）木造 2 階建て 住宅は中間検査 対象となるため、 施工状況報告は 不要	【木造の場合】 屋根工事の終了時 【S造の場合】 鉄骨組立工事の終了時 【RC造・SRC造場合】 2 階床（階数が 1 の場合は 屋根）の配筋工事の終了時 【その他の構造】 2 階床（階数が 1 の場合は 屋根）工事の終了時
③ 階数 2 以上または延べ面積200㎡超 （用途・構造は問わない）		
④ 都市計画区域内の住宅（兼用・併用住宅含む）で ・木造の場合 延べ面積100㎡超 ・木造以外※の場合 延べ面積30㎡超 ※鉄筋コンクリート組積造を除く		

※ 上記①～④の建築物について、報告を怠った場合または虚偽の報告をした場合、不可視部が建築基準関係規定に適合するかどうかを判断できず、検査済証が交付されないことがあります。

《例》写真の撮り方 （防火規定に関する報告）

- ・界壁が小屋裏又は天井裏に達していることが分かること。
 - ・耐火構造又は準耐火構造の仕様が分かること。
- （ボードが 2 重張りされていることが分かるなど。）
- ※接写で撮影すること
※黒板などで、現場の特定ができるようにすること



問い合わせ先・施工状況報告先	建築場所		窓口	
	宮崎市		都市整備部建築行政課	（電話番号：0985-21-1813）
	都城市		土木部建築対策課	（電話番号：0986-23-2584）
	延岡市		都市建設部建築指導課	（電話番号：0982-22-7034）
	日向市		建設部建築住宅課	（電話番号：0982-66-1032）
	国富町・綾町		宮崎土木事務所総務課建築担当	（電話番号：0985-26-7287）
	日南市・串間市		日南土木事務所総務課建築担当	（電話番号：0987-23-4662）
	三股町		都城土木事務所総務課総務担当	（電話番号：0986-23-4512）
	小林市・えびの市・高原町		小林土木事務所総務課建築担当	（電話番号：0984-23-5179）
	高鍋町・新富町・木城町・川南町・都農町・西都市・西米良村・椎葉村大字大河内のうち字大河内、野々首、矢立、大藪、人桑の木、平、丸野及び城		高鍋土木事務所総務課建築担当	（電話番号：0983-31-1030）
県所管区域	門川町・諸塚村・椎葉村（西都土木事務所の所管区域を除く）・美郷町		日向土木事務所総務課建築担当	（電話番号：0982-52-0309）
	高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町		西臼杵支庁土木課管理担当	（電話番号：0982-72-3191）